

議第111号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

京都市長 門川大作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の3」を「第20条の4」に改める。

第10条の2各号列記以外の部分中「及び第17条の4」を「、第17条の4及び第17条の5」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「第14条」を「第14条第1項第1号」に改め、同項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に改め、同項第6号中「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の2各号列記以外の部分中「及び第17条の4」を「、第17条の4及び第17条の5」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の8各号列記以外の部分中「第17条の2」の右に「及び第17条の5」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第17条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第17条の5 当該年度において世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令

第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条本文の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額した額(当該額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2各号のいずれかに該当する場合は、出産の日。第20条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の第14条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第14条第2項の規定は、前項各号の額の算定について準用する。この場合において、第14条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条本文」とあるのは「第14条の3本文」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、同項第1号中「第14条第1項第1号」とあるのは「第14条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の7第1項第2号」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の7第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第1項各号列記以外の部分中「をいう。以下」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条本文」とあるのは「第14条の9本文」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、同項第1号中「第14条第1項第1号」とあるのは「第15条第1項第1号」と、同項第2号中「第14条第1項第2号」とあるのは「第15条第1項第2号」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第15条第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、当該年度において、第17条の2第1項及び第2項に規定する別に定める基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条本文の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額した額（当該額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の第14条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率について第17条の2第1項及び第2項に規定する別に定める基準に従い減額する額を控除した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第14条第2項の規定は、前項各号の額の算定について準用する。この場合において、第14条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、第5項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条本文」とあるのは「第14条の3本文」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、同項第1号中「第14条第1項第1号」とあるのは「第14条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の7第1項第2号」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の7第2項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条本文」とあるのは「第14条の9本文」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、同項第1号中「第14条第1項第1号」とあるのは「第15条第1項第1号」と、同項第2号中「第14条第1項第2号」とあるのは「第15条第1項第2号」と、第6項中「第14条第2項」とあるのは「第15条第2項」と読み替えるものとする。

第4章中第20条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第20条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を証する書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その事実を証する書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を証する書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において証すべき事項を確認したときは、第1項の規定による届出を要しない。

附則第3項に後段として次のように加える。

第17条の4第2項又は第17条の5第5項（同条第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定により保険料の額を算定する場合においても、同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第17条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち同日前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

保険料の賦課額のうち出産被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課する所得割額及び被保険者均等割額の一部を減額する等の必要があるので提案する。